平成17年(行ケ)第10218号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成17年4月11日

判決

原告 アルゼ株式会社 同訴訟代理人弁理士 松尾憲一郎 同訴訟復代理人弁理士 和智滋明 同 堀田誠

被告 特許庁長官 小川洋

主文

1 特許庁が異議2001—73253号事件について平成16年7月26日にした決定のうち、「特許第3172641号の請求項1、2、4ないし6に係る特許を取り消す。」との部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

- 1 原告の請求
 - 主文1項と同旨
- 2 当事者間に争いのない事実
 - (1) 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「遊技機」とする特許第3172641号(平成6年10月28日出願、平成13年3月23日設定登録。以下「本件特許」という。 登録時の請求項の数は7である。)の特許権者である。

本件特許に対し、請求項1ないし7のすべてにつき、特許異議の申立てがあり、特許庁は、この申立てを、異議2001-73253号事件として審理した。原告は、この審理の過程で、平成14年10月4日、本件特許の出願に係る願書に添付した明細書の訂正の請求をした。特許庁は、上記事件につき審理し、その結果、平成16年7月26日、この訂正を認めた上で(以下「本件第1訂正」という。請求項の数を6とするものである。)、「特許第3172641号の請求項1ないし6に係る特許を取り消す。」(取り消された請求項に係る発明をまとめて「本件発明」という。)との決定をし、同年8月16日にその謄本を原告に送達した。

(2) 決定の理由

要するに、本件発明は、いずれも公知技術及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定に該当する、したがって、本件特許は、請求項1ないし6のいずれについても、この規定に違反して登録されたものである、ということである。

(3) 訂正審判の確定

原告は、本訴係属中に、本件特許の出願に係る願書に添付した明細書の訂正をすることについて審判を請求した。特許庁は、これを訂正2004-39277号事件として審理し、その結果、平成17年2月16日に訂正(以下「本件第2訂正」という。)をすることを認める旨の審決(以下「本件訂正審決」という。)をし、これが確定した。

本件第2訂正は、請求項の数を5とするものである。

本件第2訂正後の請求項1ないし5は、本件第1訂正後の請求項1,2,4ないし6に順次対応するものである。

(4) 本件第1訂正後の本件特許の特許請求の範囲

「【請求項1】

複数の図柄を可変表示する可変表示部と、ゲーム毎にサンプリングされる 乱数値を予め設定された入賞確率テーブル中のデータと照合することにより内部的 当選役を判定し、その内部的当選役に対応する図柄組合せが出現するように前記可変表示部の可変表示動作を停止制御する制御部と、遊技者の停止操作に応じて前記制御部に前記可変表示動作の停止制御を実行させる信号を発生する可変表示停止手段とを備えた遊技機において、

前記入賞確率テーブルは、内部的当選が発生したゲームにおいて入賞しな

いとき、その後のゲームで入賞するまで当該内部的当選が発生した状態にする一の 入賞役に対して設定された複数の入賞図柄組合せと一対一対応して設定された内部 的当選役を示すデータを含み,

前記制御部は,前記入賞確率テーブルを格納する記憶手段を有し,前記乱 数値がサンプリングされた時、その乱数値を前記入賞確率テーブル中のデータと照 合して前記内部的当選役のいずれかに該当するか否かを判断し、その判断結果が前 記内部的当選役のいずれかに該当する場合には、前記可変表示停止手段での前記信 号の発生タイミングに応じて当該内部的当選役を示す図柄組合せを表示するように 前記可変表示部の動作を停止制御することを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1の遊技機において,前記制御部は,前記乱数値が前記内部的当選 役のいずれかに該当するか否かの判断を、遊技者に付与する利益の大きい内部的当 選役から始めて該利益の小さい内部的当選役まで順次行うことを特徴とする遊技 機。

【請求項3】

請求項1の遊技機において、前記乱数値が前記内部的当選役のいずれかに 該当するとき,その内部的当選を遊技者に知らせる報知手段を備えたことを特徴と する遊技機。

【請求項4】

請求項3の遊技機において,前記可変表示部は外周に複数の図柄を配列し た複数の回転リールで構成され、前記報知手段は前記回転リールの内側に設置された発光体で構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項5】

請求項3の遊技機において,前記報知手段は前記制御部からの制御信号に 応じて動作する効果音発生手段で構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項6】

請求項1の遊技機において、前記制御部は、前記乱数値が前記内部的当選 役のいずれかに該当するとき、前記可変表示動作の停止により前記可変表示部に出現し得る図柄の組合せが特定の入賞図柄でない場合は、予め設定された所定の図柄 を出現させるように前記可変表示部を制御することを特徴とする遊技機。」

本件第2訂正後の本件特許の特許請求の範囲(下線部が本件第1訂正後の

ものと比較した場合の訂正箇所である。)

「【請求項1】 複数の図柄を可変表示する可変表示部と

ゲーム毎にサンプリングされる<u>一の</u>乱数値<u>が遊技機が揃えようとする</u> <u>入賞図柄組合せにのみ対応するように</u>予め設定された入賞確率テーブル中のデータ と<u>前記乱数値とを</u>照合することにより内部的当選役を判定<u>する判定手段と</u>

前記判定手段の判定結果に従い内部的当選役の発生を記憶する内部的当選

役記憶手段と、 前記内部的当選役記憶手段に記憶された内部的当選役に対応する図柄の組 が表現し、表現の可要表示動作を停止制御する制御部と、 の可要表示動作を停止制御する制御部と、

遊技者の停止操作に応じて前記制御部に前記可変表示動作の停止制御を実 行させる信号を発生する可変表示停止手段と

<u>遊技者に内部的当選をした入賞役を報知する報知手段と,</u>

を備えた遊技機において、

前記入賞確率テーブルは、<u>入賞役と、</u> <u>当該一の入賞役を構成し、当選確率を同じくする複数の内部的当選役と</u> <u>当該内部的当選役とそれぞれ一対一に対応する入賞図柄組合せを示す</u>デ

前記制御部は,前記入賞確率テーブルを格納する記憶手段を有し,前記乱 数値がサンプリングされた時,その乱数値を前記入賞確率テーブル中のデータと照 会して前記<u>複数の</u>内部的当選役のいずれかに該当する場合には、前記可変表示停止 手段での前記信号の発生タイミングに応じて当該内部的当選役を示す<u>入賞</u>図柄組合せを表示するように前記可変表示部の動作を<u>制御し</u>

前記内部的当選役記憶手段は、前記判定手段で判定された内部的当選役が特定の内部的当選役である場合について、前記可変表示停止手段に基づく可変表示結果が前記内部的当選役に対応する図柄の組合せとは異なる場合には当該内部的当選役に対応する図柄の組合せが揃うまで当該内部的当選役の発生した状態を保持

<u>前記報知手段は、前記内部的当選役記憶手段で内部的当選役の発生した状態が保持される場合に、その内部的当選をした入賞役を報知</u>することを特徴とする 遊技機。

【請求項2】

請求項1の遊技機において、前記制御部は、前記乱数値が前記内部的当選役のいずれかに該当するか否かの判断を、遊技者に付与する利益の大きい内部的当選役から始めて該利益の小さい内部的当選役まで順次行うことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項<u>1</u>の遊技機において、前記可変表示部は外周に複数の図柄を配列した複数の回転リールで構成され、前記報知手段は前記回転リールの内側に設置された発光体で構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項<u>4</u>】

請求項<u>1</u>の遊技機において、前記報知手段は前記制御部からの制御信号に応じて動作する効果音発生手段で構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項5】

請求項1の遊技機において、前記制御部は、前記乱数値が前記内部的当選役のいずれかに該当するとき、前記可変表示動作の停止により前記可変表示部に出現し得る図柄の組合せが特定の入賞図柄でない場合は、予め設定された所定の図柄を出現させるように前記可変表示部を制御することを特徴とする遊技機。」

3 当裁判所の判断

上記当事者間に争いのない事実によれば、本件第2訂正前の特許の請求の範囲(本件第1訂正後の特許請求の範囲)請求項1、2,4ないし6の記載に基づき、その発明を認定し、これを前提に、特許法29条2項の規定に違反して登録された特許であることを理由に、上記各請求項につき本件特許を取り消した決定の取消しを求める訴訟の係属中に、当該特許に係る特許請求の範囲の減縮を含む訂正の審判が請求され、特許庁は、これを認める審決(本件訂正審決)をし、これが確定したということができる。

番刊が開かられ、刊記がは、これとはなりになりによりにはいうことができる。 決定は、これにより、結果として、本件第2訂正前の請求項1、2、4ないし6について判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったことになり、この誤りが上記各請求項について決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。したがって、決定は、上記各請求項につき、取消しを免れない。

以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することと し、訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告に負担させるの を相当と認め、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

_	量	村	Ξ	裁判長裁判官
繁	辰	林	若	裁判官
人	康	中	沖	裁判官